

## 大江町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 16年度の人件費率
17年度	人 9,914	千円 4,913,035	千円 175,335	千円 1,039,168	21.2	% 23.1

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費(千円)		(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費 千円
		給 料(千円)	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B / A	B / A	
17年度	人 130	千円 520,944	千円 58,447	千円 198,700	千円 778,091	千円 5,985	千円 5,752	千円 5,752

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。退職手当負担金も含んでいない。  
 2 職員数は、平成17年4月1日現在の人数である。

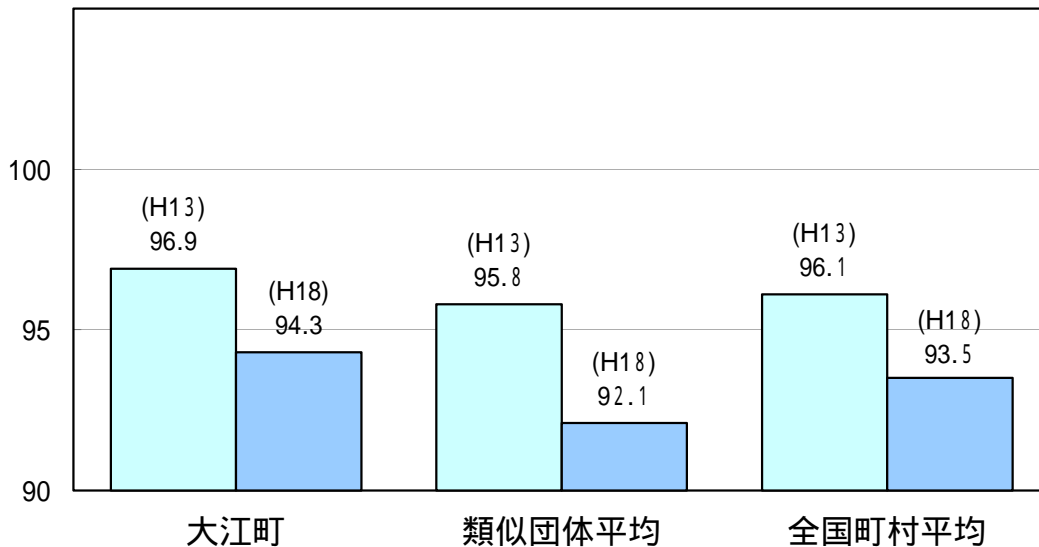
#### (3) 特記事項

平成18年度は以下のような給与抑制措置を行っております。

一般職員については、18年度給料支給総額の2%相当額(管理職は2.5%)を、期末手当から減額しています。

平成15年度から実施している特別職の給料減額について、町長にあっては給料月額10%、助役にあっては5%、教育長にあっては3%、毎月の給料から減額しています。また、議員については、議長にあっては1万円、副議長にあっては7万円、議員にあっては5万円を、毎月の報酬から減額しています。

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## (5) 給与改定の状況

以下は、人事委員会の公表に基づいて記載する表ですが、本町では独自に人事委員会を設置しておりませんので記載内容がございません。

### 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
18年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

### 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の改定率
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
18年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成18年4月1日現在)

#### 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大江町	42.8	333,500 円	360,932 円	347,332 円
山形県	42.9	363,900 円	427,200 円	394,400 円
国	40.4	328,477 円		381,212 円
類似団体	42.5	323,473 円	361,135 円	349,936 円

#### 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大江町	43.5	310,800 円	329,902 円	324,002 円
うち調理師(学校給食員)	46.6	340,100 円	352,639 円	344,613 円
うち自動車運転手兼業務員	41.3	297,700 円	333,709 円	322,314 円
山形県	42.3	332,000 円	368,500 円	356,100 円
国	48.4	286,500 円		318,595 円
類似団体	48.6	265,735 円	281,407 円	276,266 円
民間事業者(山形県)平均	49.3		353,000 円	

(注)1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区分	大江町	山形県	国
一般行政職	大学卒	-	(種)179,200円
		170,200円	(種)170,200円
	高校卒	138,400円	138,400円
技能労務職	高校卒	135,600円	134,000円
	中学卒	127,700円	123,900円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成18年4月1日現在）

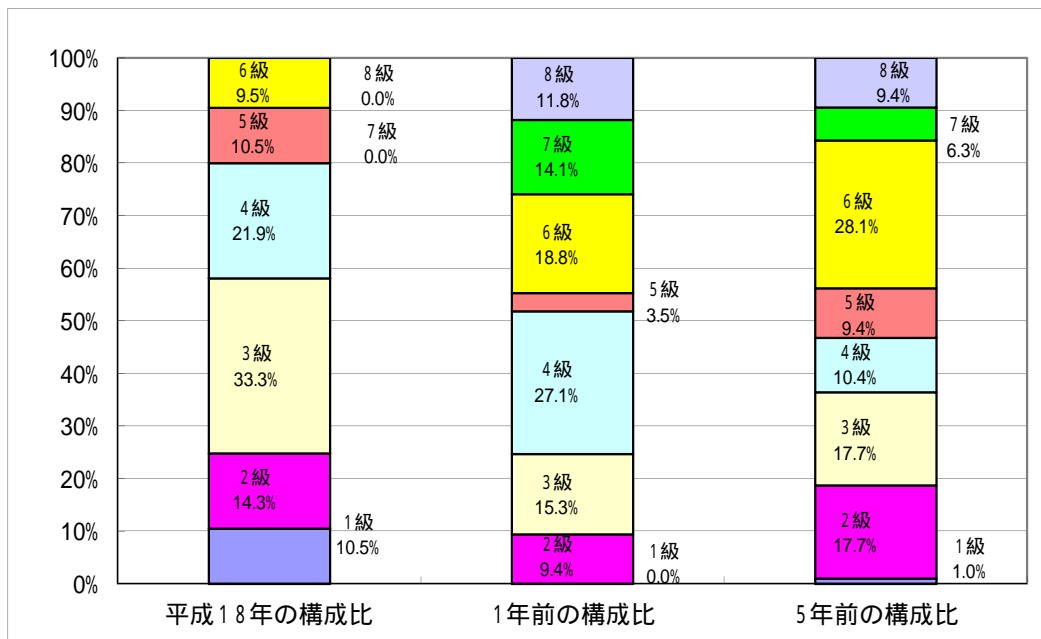
区分	経験年数7年以上10年未満	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	
一般行政職	大学卒	236,100円	286,600円	320,900円
	高校卒	194,900円	244,200円	281,800円
技能労務職	高校卒	円	224,100円	257,400円
	中学卒	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	11人	10.5%
2級	主任	15人	14.3%
3級	係長	34人	33.3%
4級	主査	23人	21.9%
5級	主幹	10人	10.5%
6級	課長	10人	9.5%

(注) 1 大江町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
17年度	職 員 数 A	127 人
	普通昇給期間（12～24月）を 短縮して昇給した職員数 B	7 人
	比 率 A / B	5.5%
16年度	職 員 数 A	135 人
	普通昇給期間（12～24月）を 短縮して昇給した職員数 A / B	5 人
	比 率 A / B	3.7%

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大江町	山形県	国
1人当たり平均支給額（17年度） 1,588 千円	1人当たり平均支給額（17年度） 1,856 千円	
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.6) 月分 (0.7) 月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.6) 月分 (0.7) 月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成18年4月1日現在）

大江町			国		
(支給率)	自己都合	勤続・定年	(支給率)	自己都合	勤続・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 措置(2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 措置(2～20%加算)	
1人当たり平均支給額	25,852 千円		1人当たり平均支給額		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成18年4月1日現在）

本町に地域手当の制度はございません。

**(4) 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）**

支給実績（17年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度）	0.0 %		
手当の種類（手当数）	2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	右記に従事した職員	感染症患者の救護、感染症の病原菌の付着した物件、菌を有する家畜等に対する防疫作業	日額1,000円
行路死亡人取扱手当	右記に従事した職員	行路死亡人の処理	1件当たり2,000円

**(5) 時間外勤務手当**

支給実績（17年度決算）	8,755 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	78 千円
支給実績（16年度決算）	9,175 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）	76 千円

## (6) その他の手当 (平成18年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、一般の扶養親族2人まで6,000円(扶養親族でない配偶者がある場合うち1人目6,500円、配偶者がいない場合うち1人目11,000円)3人目以降5,000円  扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		13,366 千円	157,253 円
住居手当	借家 限度額 27,000円  持家(世帯主) 3,000円	異なる	借家については同じ。持家(世帯主)2,500円(新築、購入から5年間)	6,758 千円	83,438 円
通勤手当	交通機関利用 限度額 55,000円  交通用具使用 限度額 37,200円	異なる	交通用具使用 限度額 24,500円	4,361 千円	67,095 円
寒冷地手当	11月から3月まで、各給料日に支給 限度額 22,040円	同じ		9,831 千円	79,287 円
管理職手当	課長職 給料月額の10% 主幹 給料月額の6%	異なる	部長25%、次長20%、本庁の課長16%等	7,212 千円	480,835 円
日直手当	1回につき4,200円	同じ		1,003 千円	11,950 円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給料	町 長	738,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	( 助 役	( 820,000 円)	830,000 円 /	303,200 円
	教 育 長	608,000 円	650,000 円 /	360,000 円
	( 教 育 長	( 640,000 円)	- 円 /	- 円
		557,750 円		
		( 575,000 円)		
報 酬	議 長	310,000 円	350,000 円 /	200,000 円
	( 副 議 長	( 320,000 円)	271,800 円 /	152,000 円
	議 員	263,000 円	261,000 円 /	135,500 円
	( 議 員	( 270,000 円)		
		250,000 円		
		( 255,000 円)		
期 末 手 当	町 長	( 1 8 年度支給割合 )		
	助 役	3.30 月分		
	教 育 長	( 加算措置の状況 )		
		給料月額の40%		
	議 長	( 1 8 年度支給割合 )		
	副 議 長	3.30 月分		
	議 員	( 加算措置の状況 )		
		給料月額の40%		
寒 冷 地 手 当	町 長	一般職員に同じ		
	助 役	一般職員に同じ		
	教 育 長	一般職員に同じ		
通 勤 手 当	町 長	一般職員に同じ		
	助 役	一般職員に同じ		
	教 育 長	一般職員に同じ		
退 職 手 当		( 算定方式 )	(1期の手当額)	( 支給時期 )
	町 長	82万円 × 勤続月数 × 0.567	2,231 万円	任期毎
	助 役	64万円 × 勤続月数 × 0.331	1,016 万円	任期毎
	教 育 長	57万5千円 × 勤続月数 × 0.236	651 万円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

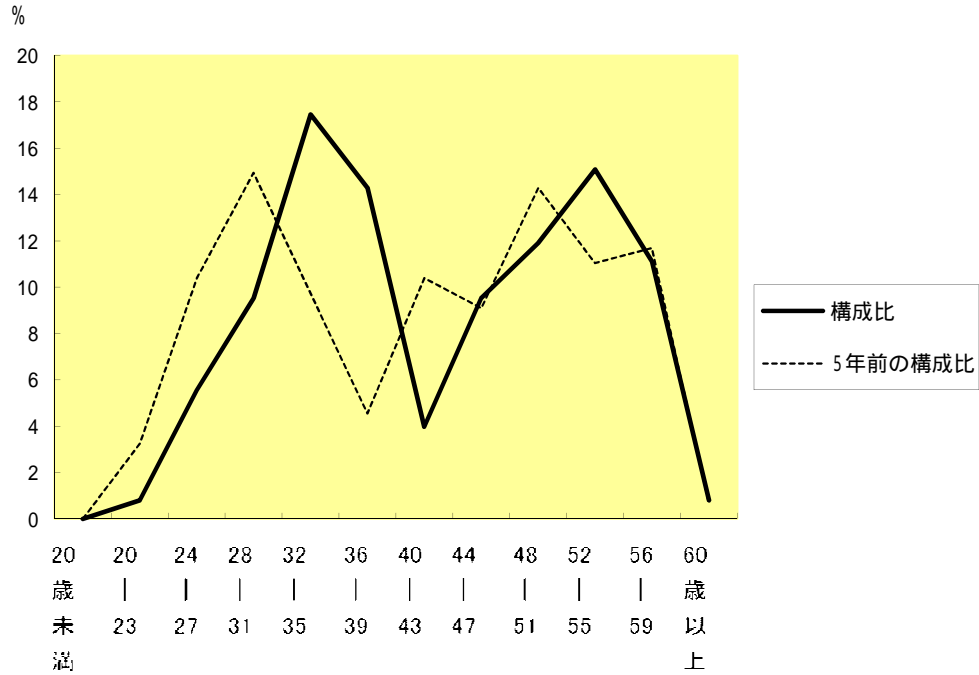
分 区		職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成17年		
普通会計部門	議会	2	2		退職者不補充による減
	総務	26	27	-1	
	税務	8	8		
	農水	14	14		
	商工	3	4	-1	
	土木	10	9	1	
	民生	17	18	-1	
	衛生	5	7	-2	
	計	85	89	-4	参考 人口1,000人当たり職員数 7.36 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 10.00 人)
	教育部門	25	25	0	
小 計	110	114	-4	参考 人口1,000人当たり職員数 11.08 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 12.60 人)	
公営 企業 等部	水道	3	3		下水道に係る系の統廃合縮小と包括支援センター設置による介護保険会計職員の増
	下水道	3	5	-2	
	その他	9	7	2	
	小 計	15	15		
合 計	125 [ 137 ]	129 [ 137 ]	-4 [ 0 ]	参考 人口1,000人当たり職員数 12.6 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。



(2) 年齢別職員構成の状況（平成18年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	7人	12人	22人	18人	5人	12人	15人	19人	14人	1人	126人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成16年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成16年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
137人	115人	22人	16.1%

(参考)大江町行政改革大綱における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成16年4月1日	平成22年4月1日	22人の純減

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区分	項目	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	16年～18年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	計	
一般行政	職員数	93	89	85	85	83	81	79		79
	増減		4	4	0	2	2	2	8(57.1%)	14
教育	職員数	29	25	25	25	24	23	22		22
	増減		4	0	0	1	1	1	4(57.1%)	7
公営企業 等会計	職員数	15	15	15	15	15	15	14		14
	増減		0	0	0	0	0	1	0(0%)	1
計	職員数	137	129	125	125	122	119	115		115
	増減		8	4	0	3	3	4	12(54.5%)	22

- (注) 1 計画期間は、平成17年～平成22年の5年間である。  
 2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。  
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職  
 増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B / A	
17年度	千円 204,993	千円 9,782	千円 18,897	% 9.2	% 9.3

区分	職員数	給与費				一人当たり	(参考)大江町平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	給与費 B / A	
17年度	人 2	千円 9,853	千円 805	千円 3,709	千円 14,367	千円 7,184	千円 6,971

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。退職手当負担金も含んでいない。  
 2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

普通会計と同じ給与抑制措置を行っている

**職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）**

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大江町	53.0 歳	396,700 円	568,791 円
団体平均	44.8 歳	376,947 円	577,214 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市除)の水道事業(簡易水道事業含)に関する数値。

**職員の手当の状況**

**ア 期末手当・勤勉手当**

大江町		大江町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(17年度) 1,854 千円		1人当たり平均支給額(17年度) 1,588 千円	
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当 3.0 月分 (1.6)月分	勤勉手当 1.4 月分 (0.7)月分	期末手当 3.0 月分 (1.6)月分	勤勉手当 1.4 月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

**イ 退職手当（平成18年4月1日現在）**

	大江町		大江町(一般行政職)	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2~20%加算)		定年前早期退職特例 措置(2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円		25,852 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した職員に支給された平均額である。

**ウ 地域手当（平成18年4月1日現在）**

制度なし

工 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（17年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度）		0.0 %	
手当の種類（手当数）		2件	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	右記に従事した職員	感染症患者の救護、感染症の病原菌の付着した物件、菌を有する家畜等に対する防疫作業	日額1,000円
行路死亡人取扱手当	右記に従事した職員	行路死亡人の処理	1件当たり2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（17年度決算）	139 千円
支給実績（16年度決算）	152 千円
過去3年間の1人当たり平均支給年額（15～17年度決算）	126 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、一般の扶養親族2人まで6,000円(扶養親族でない配偶者がある場合うち1人目6,500円、配偶者がいない場合うち1人目11,000円)3人目以降5,000円 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		247 千円
住居手当	借家 限度額 27,000円 持家(世帯主) 3,000円	同じ		72 千円
通勤手当	交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 37,200円	同じ		73 千円
寒冷地手当	11月から3月まで、各給料日に支給 限度額 22,040円	同じ		154 千円
管理職手当	課長職 給料月額の10% 主幹 給料月額の6%	同じ		364 千円

定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 平成16年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成16年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
15 人	13 人	2 人	13.3 %

(参考)大江町行財政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成16年4月1日	平成22年4月1日	2人の純減

イ 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

6(3) の参考をご覧ください